

総社市建設工事総合評価方式試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、総社市が発注する建設工事（以下「建設工事」という。）に係る総合評価方式の実施に関し、総社市契約規則（平成17年総社市規則第45号）に定めるものほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領における「総合評価方式」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令 第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2（政令第167条の13により準用される場合を含む。）の規定により、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものを持って申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(対象工事)

第3条 対象工事は、建設工事のうち、次の類型に該当する工事の中から総社市指名選定及び契約審査委員会（以下「指名委員会」という。）が選定する。

(1) 特別簡易型

同種工事の経験・成績等と入札価格を一体として評価することが妥当な工事

(2) 簡易型

(1)に加え、施工計画等と入札価格を一体として評価することが妥当な工事

(3) 標準型

(2)に加え、安全対策、交通や環境への影響及び工期の縮減等と入札価格を一体として評価することが妥当な工事

(4) 高度技術提案型

(3)に加え、設計段階からの工事目的物の強度、耐久性、環境に関する性能、景観及びライフサイクルコスト等と入札価格を一体として評価することが妥当な工事

(入札手続)

第4条 市長は、総合評価方式により入札を行おうとするときは、この要領によるものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第5条 総合評価方式の実施に当たり、落札者決定基準を定めようとするときは、政令第167条の10の2第4項（政令第167条の13により準用される場合を含む。）の規定により、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

- 2 前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聞く必要があるかどうかについて意見を聞くものとし、改めて意見を聞く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。
- 3 学識経験者の意見聴取は、市長が様式第2号により行うこととする。

(入札時に必要な資料)

第6条 市長は、価格以外のその他の条件について評価を行う際に必要な技術資料（様式第1号。共同企業体による場合は様式第1-2号。）及び関係書類（以下「技術資料等」という。）を入札参加者から提出させることとし、提出された技術資料等は返却しないものとする。

- 2 提出期限以降における技術資料等の差し替え及び再提出は認めない。
- 3 技術資料等の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。

(入札公告)

第7条 市長は、総合評価方式で建設工事に係る一般競争入札（条件付）を行おうとするときは、入札公告に次の事項を加えて、公告する。

- (1) 総合評価方式による旨
- (2) 当該総合評価方式に係る落札者決定基準
- (3) 提出を求める技術資料等の内容及び提出期限等
- (4) その他必要と認める事項

(入札執行の通知)

第8条 市長は、総合評価方式で建設工事に係る指名競争入札を行おうとするときは、指名業者への通知に次の事項を加えて、通知する。

- (1) 総合評価方式による旨
- (2) 当該総合評価方式に係る落札者決定基準
- (3) 提出を求める技術資料等の内容及び提出期限等
- (4) その他必要と認める事項

(落札者決定基準)

第9条 市長は、評価基準、評価の方法その他の基準からなる落札者決定基準を定めるものとする。

(評価基準)

第10条 評価基準は、次のとおりとする。

- (1) 評価項目

評価項目は、総合評価方式の類型及び工事の目的及び内容により必要となる技術的要件等に応じ設定するものとする。

(2) 得点配分

各評価項目に対する得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定めるものとする。

(3) 加算点

各評価項目の得点を合計したものを加算点とし、加算点は10点から30点までの範囲内で定めるものとする。

(4) 標準点

技術資料等が適正に提出された者に対しては、標準点として100点を付与する。

(評価の方法)

第11条 價格以外のその他の条件の評価に係る総合評価は、標準点に加算点をえたもの（「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除して得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。

(落札候補者の決定)

第12条 市長は、次の要件に該当する者のうち評価値の最も高い者を落札候補者とするものとする。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
 - (2) 総社市低入札価格調査実施要領による低入札価格調査において、契約内容に適合した履行がなされないおそれがないと認められたこと。
- 2 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札候補者を決定するものとする。この場合において、当該入札者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に關係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。

(入札参加資格の審査)

第13条 市長は、入札公告に示した書類を落札候補者から提出させ、当該落札候補者が入札公告において定めた入札参加資格を満たす者であるかを確認するものとする。

(落札者決定の方法)

第14条 市長は、落札候補者が入札参加資格を満たす者であることを確認した場合には、その者を落札者として決定するものとする。

(入札の無効)

第15条 入札公告又は入札執行の通知に示したもののか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、審査及び評価の対象としない。

(1) 技術資料等の全部又は一部を提出しない者とした入札

(2) 技術資料等の全部又は一部に記載漏れがあり、適正な評価ができない入札

(3) 技術資料等に虚偽の記載をした者のした入札

(総合評価結果の公表)

第16条 市長は、落札者を決定したときは、遅滞なく技術資料等の評価の結果及び評価値等を総社市のホームページに掲載するとともに、契約検査課窓口での閲覧に供するものとする。

(落札者とならなかった者に対する理由の説明)

第17条 入札に参加した者で落札者とならなかった者は、前条に規定する公表を行った日の翌日から起算して3日（市の休日を除く。）以内に、落札者として選定されなかった理由の説明を市長に対して求めることができる。

(評価内容の担保等)

第18条 受注者の責めに帰すべき事由により、契約時における価格以外のその他の条件に係る評価の内容が満足できなかった場合、市長は、総社市建設工事等請負その他の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止等の措置を行うものとする。

(その他)

第19条 この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年9月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

技術資料

平成 年 月 日

総社市長 片岡聰一様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

平成 年 月 日付けで公告（通知）のありました下記工事について、技術資料を提出します。

なお、技術資料及び提出書類の内容は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 工事番号：

2 工事名：

3 工事場所：

4 提出書類（添付書類を含む。）

- （別記様式1）施工実績調書
- （別記様式2）配置予定技術者調書
- （別記様式3-1）ISOの認定取得に関する調書
- （別記様式3-2）障がい者の雇用に関する調書

または

- （別記様式4-2）障がい者の雇用に関する調書
- （別記様式4-1）防災協定の締結に関する調書
- （別記様式4-3）雇用状況確認書

様式第1-2号（第6条関係）

技術資料（共同企業体用）

平成 年 月 日

総社市長 片岡聰一様

共同企業体の名称

○○○○○工事共同企業体

代表者 住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

構成員 住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

構成員 住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

平成 年 月 日付けで公告（通知）のありました下記工事について、技術資料を提出します。

なお、技術資料及び提出書類の内容は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 工事番号：

2 工事名：

3 工事場所：

4 提出書類（添付書類を含む。）

- （別記様式1）施工実績調書
- （別記様式2）配置予定技術者調書
- （別記様式3-1）ISOの認定取得に関する調書
- （別記様式3-2-2）障がい者の雇用に関する調書（代表者）
- （別記様式4-1）防災協定の締結に関する調書
- （別記様式4-2-2）障がい者の雇用に関する調書（構成員）
- （別記様式4-3）雇用状況確認書

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

（総社市建設工事総合評価方式学識経験者）

様

総社市長 印

総合評価方式に関する意見聴取について（依頼）

このことについて、総社市建設工事総合評価方式試行要領第5条の規定により、次の

工事に係る $\left(\begin{array}{l} ①\text{落札者決定基準} \\ ②\text{落札者の決定} \end{array} \right)$ について、意見を求める。

※該当しないものを二重線で消す。

記

1 工事番号：

2 工事名：

3 工事場所：

4 添付書類

- 工事概要書
 - 評価基準・落札者決定方法
 - 技術資料（様式第1号）及び関係書類（別記様式1・2・3・4）
 - 技術資料等の評価の結果及び評価値等
- ※「②落札者の決定」の場合に添付）
- その他

様式第2-2号(第5条関係)

年 月 日

総社市長 様

(総社市建設工事総合評価方式学識経験者)

総合評価方式に関する意見について(回答)

年 月 日付け、 第 号で依頼のあったことについては、次の
とおりです。

記

1 工事番号:

2 工事名:

3 工事場所:

4 意見:

落札者決定基準について

落札者を決定しようとするときの意見聴取の要否

要 · 否)※どちらかに「○印」を付けてください。

※「否」の場合でも、別の学識経験者が「要」としたときは実施してください。

様式第2-3号(第5条関係)

年 月 日

総社市長 様

(総社市建設工事総合評価方式学識経験者)

総合評価方式に関する意見について(回答)

年 月 日付け、 第 号で依頼のあったことについては、次の
とおりです。

記

1 工事番号:

2 工事名:

3 工事場所:

4 意見:

落札者の決定について